

# あいち多文化共生推進プラン中間評価

2011年3月 愛知県

## あいち多文化共生推進プラン中間評価

### ■ 趣旨及び経緯

愛知県では、2003年に「愛知国際化推進プラン」を策定し、「外国籍県民とともに生きる地域社会づくり」を目標の一つに掲げ、様々な施策を実施してきた。しかし、外国人の増加と定住化の進展とともに、従来にも増した取組や対応が求められ、多文化共生社会の推進はより重要な課題となった。このため、同プランの計画期間満了に伴い、2008年3月に策定された「あいちグローバルプラン」の一分野「多文化共生社会の形成による豊かで活力ある地域づくり」を基本目標として、別途「あいち多文化共生推進プラン」として策定し、一体となって本県の国際化の推進に資することとした。

本プランは、多文化共生社会の形成を目指すために、「多文化共生の意識づくり」、「誰もが参加できる地域づくり」、「外国人県民も暮らしやすい地域づくり」の3つの行動目標の基に、本県の基本的な考え方や役割を明確にし、本県と(財)愛知県国際交流協会が実施する推進施策を具体的かつ体系的に掲げる中期行動計画である。

この施策の進捗状況については、毎年度状況を把握し、内容を公表してきたが、2010年度は計画期間の中間年に当たるため、有識者による中間評価を実施し、今後、それらを踏まえて、施策を推進していくこととする。

### ■ 計画期間

2008（平成20）年度～2012（平成24）年度までの5年間

## 中間評価のまとめ

### ■ これまでの取組状況

リーマンショックによる経済危機により、本県の社会・経済情勢は一変した。

この影響により、これまで増加してきた本県の外国人登録者数は、初めて大きく減少することになったが、依然として、県内には20万人以上の外国人県民が暮らしており、多文化共生社会づくりを進める本プランの行動目標は、引き続き推進する必要がある。

プランに盛り込まれた各種施策については、プレスクールの普及促進を始めとする子どもたちへ学習支援や多文化ソーシャルワーカーの養成・活用を始めとする大人への生活支援など、目標達成に向けて、ほぼ順調に進められており、一定の成果が認められる。

一方、社会・経済状況の変化により、大人向け日本語教室の必要性や不就学の子どもたちへの対応の必要性などの新たな課題が生じたため、多文化促進教室の開催、職業訓練の実施、民間賃貸住宅への入居支援など、県は国とともに緊急対策を進めてきた。

### ■ 今後の基本的方向

外国人県民の定住化が進む中で、雇用不安やDV、不就学問題などにより、悩みを抱える外国人県民が増えているため、全国に先がけて実施した多文化ソーシャルワーカーの活用や外国人労働者のための憲章普及、日本語学習支援基金の重要性は、増してくると見込まれる。

これらの課題に対して引き続き対策を進めるとともに、今後は、防災・防犯などの安心・安全に関わる施策についても、より一層の推進を図るべきである。特に生命・健康に関わる分野では、外国人県民や医療関係者から要望の強い医療機関等での言葉の問題に対応するため、医療通訳システムの構築を早急に進める必要がある。

また、県内では多文化共生推進の核となる人材が育ってきているので、市町村、外国人県民、NPO・NGO、自治会、企業、学識者など、この地域全体の多文化共生社会づくりに関わる団体・個人のネットワーク化を進めていく必要がある。

## プラン策定時からの状況変化と今後の動向

### ■ 経済危機により外国人登録者数が減少

愛知県の外国人登録者数は、1990年の「出入国管理及び難民認定法」の改正施行により、日系人の就労が容易になったことから、ブラジル人を中心に増加傾向が続いてきた。しかしながら、2008年秋の経済危機により、外国人登録者数は大きく減少に転じる結果が出たところである。

経済情勢の悪化は、この地域の産業を非正規雇用等の形態で支えてきた多くの外国人労働者にとりわけ大きな影響を及ぼし、就労を継続することが困難になり、南米日系人の中には国の「日系人離職者に対する帰国支援事業」を利用するなどして帰国した者も多く、2009年末の外国人登録者数は約21万5千人となり、2008年末から2009年末にかけては、約1万3千余人の大幅な減少となった。

国籍別に見ると、ブラジルなどが減少している一方、中国は微増ではあるが増加傾向、フィリピンは横ばいとなっている。この地域の外国人登録者の状況は、早急に大きな変動が生ずることはないものの静かな変動を見せており、今後も県内外国人の動向に注視し、適切な対応を講じていく必要がある。

### ■ 定住意識の高まりと新たな課題

ブラジル等の南米出身者は、滞在が長期化し家族を呼び寄せるなど定住化が進み、永住資格や日本国籍を取得する人も増加し、更には、日本で生まれ育ち仕事に就く若者も増えてきていた。今回の経済危機を背景に帰国した人も多い反面、この地域で暮らすことを選択した人も多く、今なお20万人を超える外国人がこの地域で暮らしており、安定して定住できる環境づくりが、より一層重要となっている。

経済危機後、企業はこれまで以上に日本語能力を求めるようになり、これまでの子どもへの日本語学習支援に加えて、大人の日本語学習機会を増やすことが、新たな課題として生じてきた。また、経済的な問題で外国人学校を止めざるを得ず不就学状態に陥る子どもの増加や、再就職が難しいことによる生活不安からくる心の悩みやDV等、経済危機に起因する新たな課題も顕在化している。緊急取組として日本語と生活ルール等を併せて学ぶ多文化共生促進教室の開催や、多文化ソーシャルワーカー事業の充実等によりいち早く対応してきたが、従来の施策に加えて、国・県・市町村等が連携して、新たな課題に今後も対応していく必要がある。

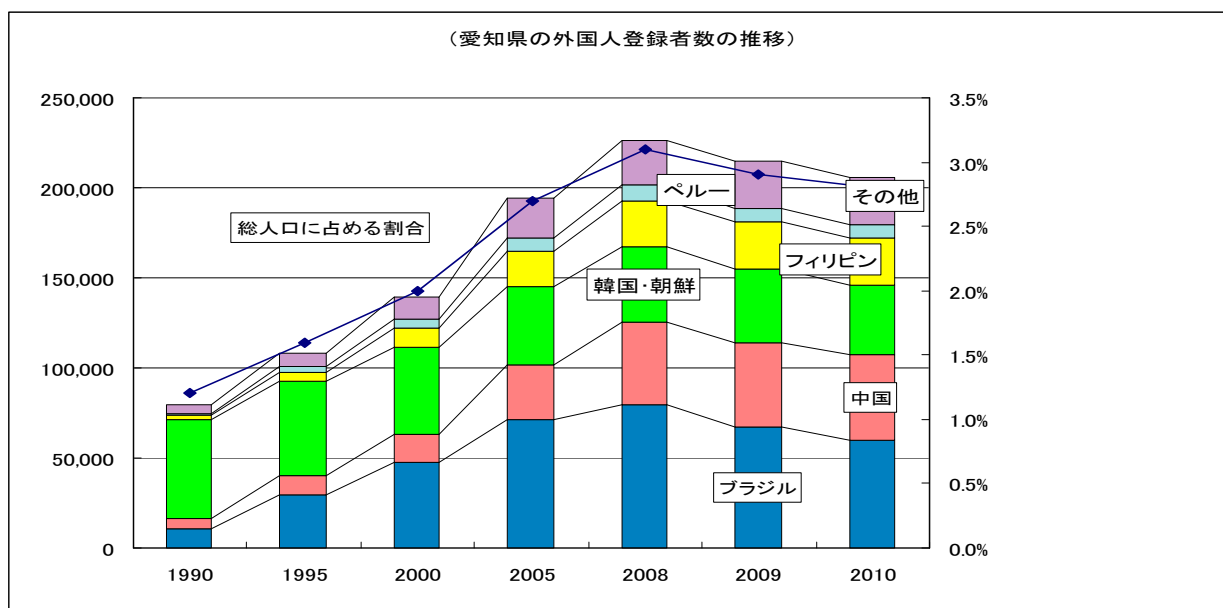
### ■ 日本社会の一員として受け入れることの重要性

この地域の経済発展に寄与してきた外国人県民は、今回の経済危機により、改めてこの地域で暮らすことを決意し、日本語等を学ぶことの必要性を自覚した人も多い。また、日本人が定住外国人を同じ地域に生きるパートナーとして、しっかりと受け入れることの重要性を認識する契機となった。

国においては、「出入国管理及び難民認定法」や「住民基本台帳法」の改正により、外国人の保護や利便性につながる制度変更が進んでおり、文部科学省が2010年5月に『「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会」の意見を踏まえた文部科学省の政策のポイント』を、また、日系定住外国人施策推進会議(内閣府を始めとする関係府省庁で構成)が、同年8月に「日系定住外国人施策に関する基本指針」を、それぞれ発表して、日本社会の一員として受け入れるための国レベルの共生に向けた動きが始まっている。

【 参 考 】

1 県内の外国人登録状況



(単位：人)

	1990	1995	2000	2005	2008	2009	2010
外国人登録者総数	79,161	107,931	139,540	194,648	228,432	214,816	205,435
総人口に占める割合	1.2%	1.6%	2.0%	2.7%	3.1%	2.9%	2.8%
ブラジル	10,764	29,787	47,561	71,004	79,156	67,162	59,515
中国	5,489	10,389	15,831	30,532	46,167	47,099	47,952
韓国・朝鮮	55,403	52,407	47,788	43,434	41,598	40,643	38,690
フィリピン	2,274	4,650	10,764	19,771	25,829	25,923	25,781
ペルー	1,028	3,366	5,017	7,532	8,542	8,067	7,698

※ 各年末の集計は法務省入国管理局調べ。平成 22 年（2010 年）末の集計は愛知県調べ。

2 日系人離職者に対する帰国支援事業(厚生労働省)を利用して母国に帰国した外国人

愛知県 5,805 人 (内数 ブラジル 5,547 人、ペルー150 人)

全 国 21,675 人

3 非正規労働者の雇止め状況(厚生労働省 平成22月12月報告速報)

雇用期間満了、解雇による雇用調整実施済みまたは予定 (平成 20 年 10 月～平成 23 年 3 月予定)

愛知県 48,689 人

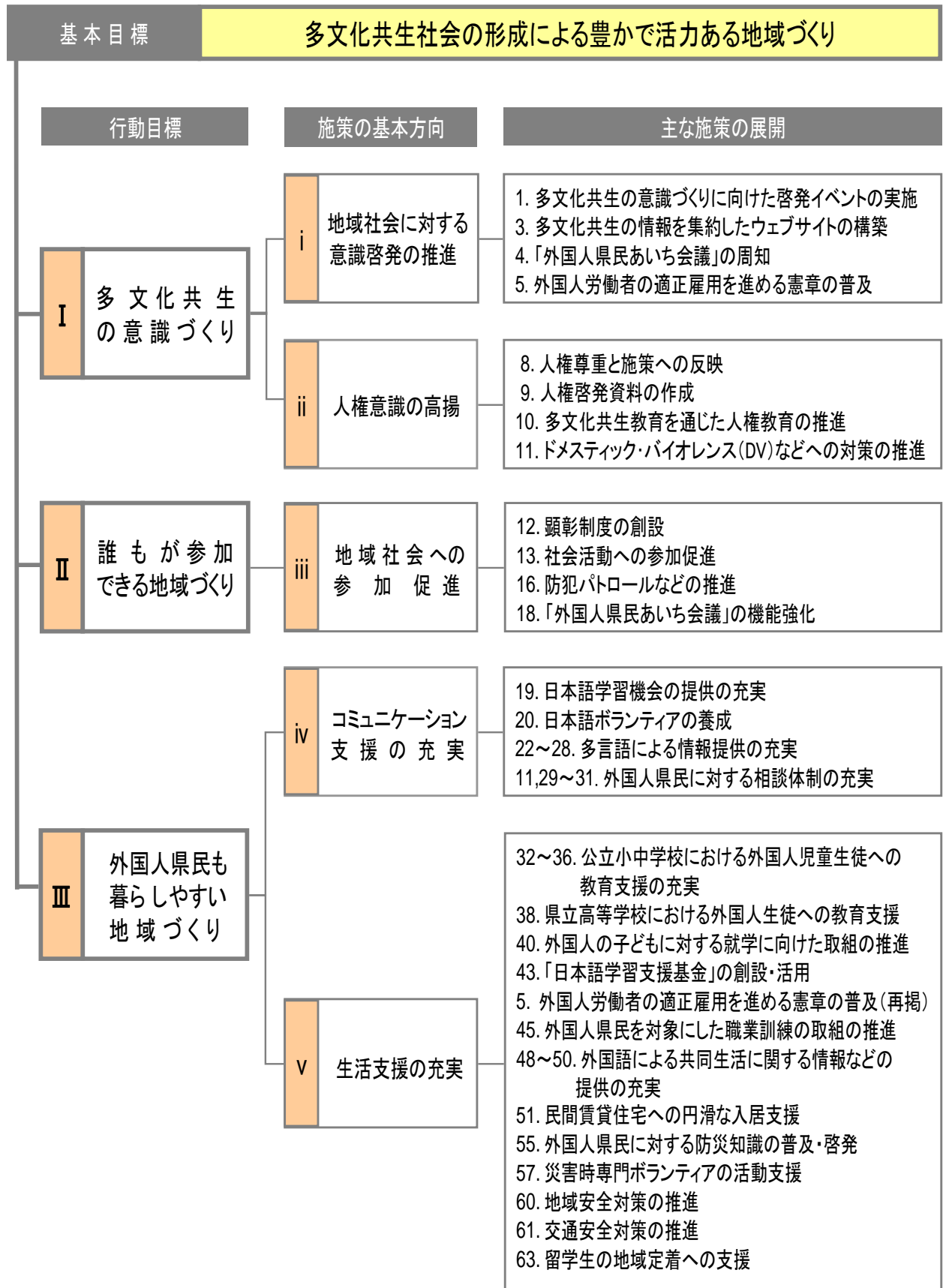
全 国 300,737 人

4 日系人労働者の就労実態調査結果速報 [(独)労働政策研究・研修機構 平成 22 年 10 月発表]

「世界同時不況後、企業の外国人労働者への労働需要は依然として小さい。企業は外国人労働者を雇用する際、高い日本語能力を要件としている。」

【調査結果】外国人を採用する場合、工作上必要な日本語能力を求める事業所は、約 8 割。

【あいち多文化共生推進プランの体系】



**【施策の基本方向別評価】**

**施策の基本方向 ⅰ 地域社会に対する意識啓発の推進**

- 多文化共生の地域づくりには、地域住民全体の多文化共生に関する理解と認識を深めることが不可欠です。日本人県民と外国人県民との相互理解を促進し、地域社会の意識改革を推進するため、地域住民、行政、企業、NGO・NPO などに対して、様々な機会をとらえて継続的に啓発を行います。
- また、互いの文化的背景や考え方などを理解でき、交流できる場となる地域の日本語教室を活用して日本人県民と外国人県民の相互理解が促進されるよう努めるとともに、多文化共生に関する幅広い情報を提供できるウェブサイトを構築します。

◇ 関連事業のプラン策定後3か年の実施状況 ◇

1. 多文化共生の意識づくりに向けた啓発イベントの実施
  - ・多文化共生意識の浸透を図るため「多文化共生フォーラムあいち」を2008年度から毎年開催【2010 来場者数 165 人】
  - ☆あいち多文化作文コンクールを2009年度から毎年実施【2010 応募数 503 人】
    - ・多文化共生や国際交流を行っているNGO・NPOと一緒に「ワールド・コラボ・フェスタ」を2004年度から毎年開催【2010 来場者数 93,000 人】
    - ・テレビ・ラジオ・インターネットによる広報
2. 「愛知県多文化共生センター」を拠点とした啓発活動の推進
  - ・日本語学習支援基金に関する企業への啓発活動【約 440 社に説明・資料送付】
  - ・多文化共生理解講座の開催【年 2 回開催】
3. 多文化共生の情報を集約したウェブサイトの構築
7. 多文化共生意識をもった行政職員の育成
  - ・多文化共生市町村連携会議を2007年度から毎年開催【年1回開催】

(注)☆は、プラン策定後に始めた事業

**【目標項目・数値】**

目標数値	目 標 (目標年(度))	現 状 プラン策定時	目標達成度
「多文化共生社会」という言葉の認知度	70% (2012 年)	58% (2010 年) 40% (2007 年)	60.0%
ワールド・コラボ・フェスタの入場者数	60,000 人 (2012 年)	93,000 人 (2010 年) 56,000 人 (2007 年)	925%
ワールド・コラボ・フェスタへのNGO/NPOなど参加団体数	100 団体 (2012 年)	104 団体 (2010 年) 80 団体 (2007 年)	120%

■ 県民の多文化共生に関する理解と認識を深めるため、新たに 2008 年度から開催した「多文化共生フォーラムあいち」は、小中学生の作文コンクールの発表を合わせて行うなど、参加者が多文化共生を身近に実感できる効果的な啓発事業となっている。また、県国際交流協会等が、2004 年度より実施している「ワールド・コラボ・フェスタ」は、多くのNGO・NPOや外国人グループ等へ周知され、年を経るごとにステージ出場者や出展者として幅広い団体が参加するとともに、入場者が増加し、プランの数値目標を大きく上回っている。

一方、イベントの開催地が名古屋市内に限定されているため、県内の他地域での開催や地域持ち回り開催などの工夫が必要である。しかし、県内各団体の中には、厳しい予算状況下で啓発イベント行っているところもある。そのため、共同で開催することにより、効率的な啓発が行えるとともに、地域特性を活かしたバラエティ豊かな企画になるなどの相乗効果が期待できる。

また、多文化共生施策の推進役として、市町村職員のレベルアップは欠かせないので、県内各地での連携による多文化共生の意識啓発がより推進できるよう、引き続き育成に取り組む必要がある。

■ 相互理解のためには、各人がお互いを知ろうとする努力が必要であるが、多文化共生理解講座は、その手助けとなっており、有効な事業と言える。また、学校で多文化共生意識を向上させるためには、小中学生を対象とした作文コンクールの実施は効果が高く、継続していくことが重要であり、更に、高校生・大学生などを対象とした青年部門に募集範囲を拡大することも検討すべきである。

多文化共生に関する幅広い情報を提供するために構築したウェブサイトは、情報更新も早く、「トピックス」、「イベント情報」、「多文化レポート」など、項目によりわかりやすく整理されており、利用しやすいサイトとなっているが、多文化共生サイトに容易にアクセスできる工夫や、他の団体等の多文化共生サイトと相互にリンクを張るなどの取組が進むと、更に活用しやすいサイトとなる。また、一般県民への一層の理解促進のためには、歌やキャラクターなどを活用して、親しみ易く、インパクトある企画を盛り込むことを検討する必要がある。

- 「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」などにおける外国人の人権尊重の趣旨を踏まえ、県民一人ひとりが人権尊重の意識を身につけ、差別や偏見のない地域社会づくりをめざして人権教育・啓発を推進します。
- 地域社会や家庭、学校、職場などあらゆる生活場面において人権に関する学習機会を増やすとともに、誰もが参加しやすく、主体的に学ぶことができるよう、内容の充実を図ります。
- 多文化共生の意義や外国人県民が直面している問題などについて学ぶことは、児童生徒の成長にも有益です。総合的な学習の時間を活用するなど、学校教育においても人権尊重の精神を基盤に、多文化共生に関する学習機会の充実に努めます。

◇ 関連事業のプラン策定後3か年の実施状況 ◇

8. 人権尊重と施策への反映

- ・各部局における外国人県民の人権尊重を意識した施策の実施

☆2009年度に愛知県の多文化共生に関する「県民意識調査」を実施

9. 人権啓発資料の作成

- ・人権啓発資料を作成して、人権ハートフルフェスティバル等で配布

【2010 来場者数 407 人、2009 パンフレット配布数 約 35,000 部】

- ・人権啓発指導者研修会の開催、研修会への講師派遣

【2010 指導者研修会参加者 40 人、2009 研修会への講師派遣 57 回】

10. 多文化共生教育を通じた人権教育の推進

- ・公立学校における国際理解教育

- ・「学びネットあいち」(愛知県生涯学習情報システム)による情報提供

- ・国際理解教育のワークショップを行うファシリテーターを学校に派遣

【2009 派遣先 22 か所、ワークショップ参加者数 1,836 人】

11. ドメスティック・バイオレンス(DV)などへの対策の推進

- ・女性問題相談員など専門家のネットワーク作りを目指して講演会等を開催

【2009 参加者数 106 人】

- ・愛知県女性相談センターに外国人県民からの相談に対応できるよう通訳者を配置

【2009 相談件数 60 件】

(注)☆は、プラン策定後に始めた事業

◇ 評価と課題 ◇

- 平成 22 年 7 月、あいち人権啓発プラザを開設し、県民向けに人権啓発資料の展示、図書、ビデオの貸出し、企画展などを行っており、外国人も対象とした人権の意識啓発を進めている。また、啓発イベントを継続的に開催し、啓発資料の配布に努めている。

こうした取組を推進しているものの、外国人県民が住居を借りる際、一部の業者で偏見や差別があるとの声がある。従って、人権啓発イベントや研修等で、外国人の人権をテーマにした、より踏み込んだ取組を行う必要がある。



■ 人権啓発指導者の養成や研修会への講師派遣も積極的に行っており、地域社会での学習機会の増加につながっている。ただし、学校での子どもへのアプローチに比較すると、大人へのアプローチはまだ不足しているので、今後、地域での学習機会の確保に努力する必要がある。

■ 国際理解教育のファシリテーター派遣などの教育支援は充実してきた。

一方、学校での国際理解教育は進んできているが、学校間で問題意識に差があるので、校長会や教員の研修会などで、多文化共生をテーマに挙げて、教職員への理解を図る必要がある。また、「学びネットあいち」(愛知県生涯学習情報システム)には、「外国人」というキーワードや項目がないので、多文化共生に関連するキーワードや項目を含めるべきである。

## 【 目標別評価 … 行動目標Ⅰ 多文化共生の意識づくり 】

多文化共生の地域づくりは、日本人県民、外国人県民双方に資するものです。

これを円滑に進めていくには、すべての県民が互いの文化的背景や考え方などについて相互に理解を深めながら、ともに暮らしていくという意識づくりの推進が重要です。

地域社会、家庭、学校、職場など様々な機会をとらえて、住民、行政、企業、NGO・NPOなどを対象に多文化共生の意識啓発の推進や、外国人県民を始め、すべての県民の人権尊重に対する意識の高揚の促進に努めます。そして、日本人県民と外国人県民が地域で協力・協働できる環境づくりを推進します。

### ◇ 中間評価と今後の基本的方向 ◇

愛知県は、愛知万博や中部国際空港の開港、COP10の開催といった地域の国際化を加速する動きが続いた。このように国際化事業が進展する一方、2008年秋の経済悪化に至るまでは好景気を背景として、この地域で働き、定住者として暮らす外国人県民が増加し、内なる国際化の進展も見られた。

外国人県民が増加することに対して、2007年度と2009年度に行った「※県民意識調査」を比較してみると、外国の文化・習慣を知る機会や交流をする機会が増えてよかった等の「望ましい」とする意見が、約29%から約35%と6ポイント増加し、治安が悪化する可能性がある等の「望ましくない」との意見は、約47%から約45%と僅か約2ポイントではあるが減少しており、地域社会に対する意識啓発は進展していると評価できる。また、「多文化共生社会」という言葉の認知度も、2007年の40%から、2010年には58%に増加しており、県民の多文化共生に関する意識が向上していると評価できるが、更なる啓発が必要である。

今後も一層、多文化共生の意識づくりを進展するためには、多文化共生理解講座や啓発イベントの継続的な実施、ウェブサイト等によるきめ細かい情報提供、人権教育・啓発など、様々な機会をとらえた啓発が重要である。また、小中学生の作文コンクールは啓発効果が高いので、対象の拡大を考慮しつつ継続的に実施する必要がある。更に、県がリード役となり、市町村での多文化共生推進プラン策定を促進し、行政が連携して、意識向上を図っていくことも重要である。

※2007年度 2009年度の「県民意識調査」の結果については、11ページを参照。

**【施策の基本方向別評価】**

**施策の基本方向 iii 地域社会への参加促進**

- 国籍や民族などのちがいかかわらず、地域で暮らす一人ひとりが地域社会の対等な構成員であるという視点から、日本人県民と外国人県民、それぞれが互いを認め合い、同じ地域でともに暮らす仲間・パートナーとして、参加する地域づくりをめざします。
- 特に、外国人県民自身も地域社会の対等な構成員であるとの認識の下、その能力を発揮して様々な活動に主体的に参加し、ともに地域づくりやまちづくり、災害時に地域社会の一員としての活動などを担うことができるよう、地域の活動への参加の促進に努めます。
- 「外国人県民あいち会議」など、県政に参画できる機会を提供します。そのうえで、多文化共生に関する施策や外国人県民の視点を生かした地域づくりやまちづくりなどを外国人県民とともに協議し、県の取組に反映させます。

◇ 関連事業のプラン策定後3か年の実施状況 ◇

12. 顕彰制度(多文化共生功労者表彰)の創設  
【2009 表彰 個人 1・団体1、2010 表彰 団体 1】
  13. 社会活動への参加促進
    - ・外国人県民の社会参画活動を育成 【5 団体に委託】
    - ☆地元自治会等の協力を得て、多文化共生に向けた実践活動を支援 【県内5地域】
    - ☆多文化共生コミュニティの状況等の実態を調査
      - ・多文化共生ネットワーク会議を 2006 年度から毎年実施 【毎年1回】
  16. 防犯パトロールなどの推進
    - ・外国人が構成員である防犯ボランティア団体の活動を支援、県内各地で外国人対象の防犯教室を開催
  17. 愛知県立大学における多文化共生の取組の推進
    - ・多文化共生を専攻する国際関係学科の創設
    - ・文科省の助成によりポルトガル語・スペイン語による医療通訳養成講座を開設  
【2009 受講者数 34 人】
  18. 「外国人県民あいち会議」の機能強化
    - ・外国人県民あいち会議を 2002 年度から毎年開催し、公募で参加した外国人県民から意見聴取 【年 4 回開催】
    - (関連措置)
      - ・開催結果などを ニュースレターとして発信
      - ・2008 年度に会議結果をまとめた提言書を作成し、「多文化共生フォーラムあいち 2009」で発表
      - ・開催結果を関係部局に周知
- (注) ☆は、プラン策定後に始めた事業

【目標項目・数値】

目標数値	目 標 (目標年(度))	現 状 プラン策定時	目標達成度
社会参画活動育成事業への応募団体のうち、外国人が代表を務める団体数	8 団体 (2009 年)	9 団体(2009 年) 4 団体(2007 年)	125%
地域活動への参加率	50% (2012 年)	47.9%(2009 年) 40%(2006 年)	79.0%

◇ 評価と課題 ◇

- 今後、外国人県民の社会参画を進めるために先導的に実施した社会参画活動育成事業や多文化共生実践活動支援事業での地域活動の企画やノウハウを普及することにより、各地域の主体的な取組を促すことができる。

2009年度の「県民意識調査」によると、外国人県民の48%が地域活動に参加しており、徐々に参加者は増えている。一方、日本人県民も外国人県民に地域活動へ参加してほしいと考えており、きっかけがあれば、これからも参加者は増えると思込まれる。従って、県は、先導的の成果を普及するとともに、各地域の推進者がお互いの情報交換等ができるよう、ネットワーク作りを行うべきである。

- 能力のある外国人県民が、公職に就いたり、自治会役員など地域活動のリーダーに就く事例も見られ、活躍の場が広がってきている。このような例は、若い外国人県民にとって、良い目標となっている。

少子高齢化が進む中、外国人県民を災害時要援護者としてだけ見るのではなく、防災訓練での役割分担など、地域の一員として参加してもらうよう促すべきである。

また、地域活動を行ってきた外国人グループの中には、景気後退により、中心人物が帰国してしまい、活動を継続することが難しくなってきたグループもあるので、組織同士の情報交換を促進したり、ノウハウを紹介するなどのサポートを行う必要がある。

- 「外国人県民あいち会議」は、毎年、定員を上回る応募があり、行政への要望や提言など活発な意見交換が行われている。この会議は、外国人県民の考えを受け止めるよい機会となっており、出された意見が県等の事業実施の参考として役立っている。

今後は、「外国人県民あいち会議」の参加者が、各コミュニティにおいて県の施策を普及する役割を果たしてもらえよう、これまでの参加者を含めたネットワークづくりを推進すべきである。

<参考> 2009年度「県民意識調査」結果より

Q 町内の清掃作業やお祭り、団地の自治会など、地域の活動に参加していますか。  
(外国人県民を対象とした質問)

A ・日頃から積極的に参加している。	18.5%	} 47.9%
・都合がつけば、参加するようにしている。	29.4%	
・参加したいと思っているが、なかなか参加できない。	7.4%	
・参加したいと思っているが、日時や場所などの情報が来ない。	7.7%	
・参加したいと思っているが、誘われないので、参加していない。	9.2%	
・全く参加していない。	17.6%	
・参加する気はない。	3.8%	
・その他	2.6%	
・無回答	3.8%	

【 目標別評価 … 行動目標Ⅱ 誰もが参加できる地域づくり 】

日本人県民は、外国人県民とともに暮らし地域をつくっていく生活者・地域住民ととらえることが大切です。そして、外国の文化や生活習慣などの理解に努め、交流を深めることも必要です。一方、外国人県民は、地域社会の対等な構成員として、地域のルールを守り、義務を果たしながら、地域社会を支える担い手であると自覚していくことが重要です。

そのため、日本人県民と外国人県民が同じ地域でともに暮らす対等な構成員として参加する地域づくりを推進します。なかでも、外国人県民が地域社会の一員として、個人の能力を十分発揮しながら活躍できるよう、様々な地域の活動への主体的な参加を促進します。

◇ 中間評価と今後の基本的方向 ◇

能力のある外国人県民が活躍できる場が徐々に増え、地域を支える力となりつつある。また、この活躍する姿は、次世代の若者の目標にもなっているので、今後も地域において優れた人材が活躍できる場を増やし、地域の活力につなげていくべきである。

外国人県民の社会参画において、行政の果たす役割は大きいので、県は、先導的に実施した事業の成果を広めるなど、参画に向けた環境づくりを行うべきである。

また、日本人県民、外国人県民を問わず、多文化共生を推進している団体、個人のネットワークを構築できるよう取り組むべきである。

<参考>

2007年度・2009年度「県民意識調査」より

Q 地域に外国人が増えていくことを同思いますか。

A

- ・外国の言葉・文化・習慣を知る機会が増えるので、望ましい。
- ・地域の経済的な発展につながり、望ましい。
- ・地域で外国人と交流できるので、望ましい。
- ・習慣や文化の違いから外国人とトラブルが起こるので、望ましくない。
- ・治安が悪化する可能性があり、望ましくない。
- ・外国人向けの施設、インフラが必要になるなど、社会的な負担が増えるので、望ましくない。
- ・わからない
- ・その他
- ・無回答

2007年度⇒2009年度

29.4%	16.4%⇒16.4%	35.4%
	5.4%⇒9.0%	
	7.6%⇒10.0%	

2007年度「県民意識調査」・2010年度「県政モニターアンケート」結果より

Q あなたは「多文化共生」という言葉を聞いたことがありますか。

A

2007年度⇒2010年度

- ・ある。 39.7%⇒57.8%
- ・ない 57.2%⇒41.2%
- ・無回答 3.1%⇒1.0%

【施策の基本方向別評価】

施策の基本方向 iv コミュニケーション支援の充実

【日本語・日本社会の学習支援】

- 外国人県民に対し、日本語、日本の文化や慣習などに関する学習の必要性に対する理解を促し、自発的に学習するよう啓発するとともに、身近な場所で日本語や日本の文化などについて学ぶことができるよう、学習機会の充実に努めます。
- また、外国人県民の日本語学習などをサポートするボランティアの養成やNPOなどが実施する日本語教室に対する支援の強化を図ります。

【多言語による情報提供・相談体制の充実】

- 外国人県民に対して提供される行政サービスや住民として享受できる権利、税金・社会保険料(税)の納付など履行しなければならない義務の内容、地域社会のルールや慣習など、様々な情報提供を行います。特に、日本語を十分理解することができない外国人県民に対しては、多様な言語で多様なメディアを活用して、情報提供に努めます。
- 相談から解決まで一貫した支援を行う多文化ソーシャルワーカーを、外国人県民が多い地域で十分活用できる体制に向けて養成していきます。そのうえで、愛知県多文化共生センターを拠点として、市町村、市町国際交流協会などと連携・協力しながら、より専門性の高い相談体制の整備を推進します。

◇ 関連事業のプラン策定後3か年の実施状況 ◇

【日本語・日本社会の学習支援】

19. 日本語学習機会の提供の充実

☆多文化共生促進教室(大人の日本語教室)の開催【2010 県内13団体で実施】

・日本語ボランティアゼミナール修了生による日本語学習支援

20. 日本語ボランティアの養成

・日本語ボランティア入門ゼミナールを開催し、日本語ボランティアを養成【2009 32人】

21. 日本語教室への支援

・市町村と連携して日本語教室に主体的に関わるボランティアのための「日本語教室実践講座」を開催

【多言語による情報提供・相談体制の充実】

22. 愛知県多文化共生センター「相談・情報カウンター」の運営

・多文化共生センターの相談・情報カウンターで各種相談対応を実施

【2009 約1,900件】

23. 愛知県図書館「多文化サービスコーナー」の充実

24. あいち国際プラザの図書室の充実【2009 年間貸出冊数4,873冊】

25. 出版物の内容充実・多言語化

・出版物の多言語化、多言語生活情報冊子の作成

26. ウェブページを活用した多言語情報の充実  
 27. FM放送を活用した多言語情報の提供  
 29. 多文化ソーシャルワーカーの養成・活用【養成数は、下部の【目標項目・数値】参照】  
 ・多文化ソーシャルワーカー養成講座の開催【受講者 毎年度 18 名】  
 ・多文化ソーシャルワーカーフォローアップ研修会の開催  
 ・「愛知県多文化共生センター」に多文化ソーシャルワーカーを配置【3 名】  
 31. 外国人相談窓口の連携  
 ・外国人相談窓口担当者のスキルアップ会議の開催  
 ☆外国人児童生徒に対する母語によるコミュニケーション支援

(注) ☆は、プラン策定後に始めた事業

#### 【目標項目・数値】

目標数値	目 標 (目標年(度))	現 状 プラン策定時	目標達成度
外国人支援ボランティア 活動者数	3,500 人 (2012 年)	<u>2,954 人(2009 年)</u> 3,244 人(2006 年)	△113.3%
愛知県図書館「多文化サー ビスコーナー」の貸出冊数	1,000 冊 (2012 年)	<u>2,318 冊(2009 年)</u> 500 冊(2006 年)	363.6%
国際交流情報システム (i-net)のアクセス件数	1,191,000 回 (2012 年)	<u>1,361,024(2009 年)</u> 1,134,953(2006 年)	403.4%
多文化ソーシャルワーカー 養成数	100 人程度 (2012 年)	<u>72 人(2009 年)</u> 36 人(2007 年)	56.3%

#### ◇ 評価と課題 ◇

##### 【日本語・日本社会の学習支援】

■ リーマンショック後に、企業がより高い日本語能力を求めようになったことを受け、緊急措置として、日本語や生活ルールを身近で学ぶことができる多文化共生促進教室を開設し、日本語学習等の必要性を認識した多くの外国人に学習機会を提供し、地域のコミュニケーション支援を促進しており評価ができる。

一方、学習の成果が、就職や正社員化などに結びつくように、取組企業の優良事例紹介などの啓発を行い、企業の理解を促していく必要がある。

■ 県や県国際交流協会は、日本語ボランティアの養成や新たな日本語教室開設促進などを継続して進め、教室拡大の成果を上げている。また、日本語教室は、学習に訪れる外国人への情報提供やコミュニケーション等の場所としても効果が表れている。

今後、県は更に、豊田市の日本語学習支援システムなどの先進的な取組を、他地域の日本語教室に普及するとともに、国における日本語教室支援や企業等における日本語教室の実施が進むように働きかける必要がある。

##### 【多言語による情報提供・相談体制の充実】

■ 日本語を理解できない外国人県民は、安心・安全に関する情報等の多言語化を求めており、防災の啓発資料や外国人県民あいち会議ニュースレターなどの多言語での情報発信が増えている。また、紙資料だけでなく、DVD、ウェブ、ラジオなどの提供する媒体の多様化を進めており、県や県国際交流協会のウェブのアクセス件数も順調に増えている。今後、多くの外国人県民が情報の入手先としているフリーペーパーの活用など、

情報の提供先を研究する必要がある。

また、やさしい日本語による表記や漢字にルビを付けるといった平易化にも留意する必要があるので、このような文書を作成する行政職員への啓発を進める必要がある。

- 定住や永住化が進む中、雇用や教育分野などで悩みを抱える外国人県民が増えてきており、多文化ソーシャルワーカーの役割は今後も大きくなると見込まれる。

多文化ソーシャルワーカー事業は、愛知県が先駆けた事業で、全国的に高い評価を受けているので、今後も社会的な認知を高めながら大切に育てていく必要がある。

### 【公立学校における学習機会の保障】

- 外国人児童生徒に対するきめ細かな語学指導や学校生活への適応指導を実施するため、日本語教育適応学級担当教員の配置や語学相談員の公立小中学校への派遣を充実するとともに、県立高等学校に生徒の母語/母国語に堪能な外国人生徒教育支援員の配置を充実するなど、公立学校の受入体制の更なる整備を推進します。
- 外国人児童生徒を担当する教員などを対象に、日本語指導や適応指導などに関する充実した内容の研修を実施し資質の向上に努めるとともに、ポルトガル語などに堪能な者、または外国での様々な経験を有する者などの積極的な教員採用に努めます。
- 高等学校における教育を受ける機会を促進するため、外国人生徒を対象とした入学者選抜を引き続き実施します。また、中学校卒業程度認定試験(中卒認定)の改善など、外国人生徒の中卒資格の認定が円滑に行われるよう、機会をとらえて、国に対して積極的に要望を行います。
- 多文化共生の視点にたった国際理解教育を推進し、児童生徒の国際感覚や異文化理解能力の向上に努めます。
- 不就学を早急に解消するため、不就学の子どもやその保護者の就学意識・意欲を高める働きかけを行うなど、就学に向けた取組を推進します。
- 外国人の子どもの教育を受ける権利の保障に向けて、教育に関する基本的な方針の策定や専任教員の配置の充実など、外国人の子どもに対する教育の充実について、国に対して積極的に要望を行います。

### 【外国人学校への支援】

- 各種学校認可申請に関する情報を周知して、学校法人化を引き続き促進します。また、各種学校認可校には私立学校の振興を図るため、私学助成金を交付します。

### 【課外における日本語学習支援】

- 日本で育つ外国人県民の子どもが自分の将来に夢と希望をもって、個々の能力を發揮しながら日本社会に適応し生活していくには、日本語によるコミュニケーション能力を身につけることが不可欠です。  
外国人県民の子どもそれぞれの日本語能力に応じた学習機会を提供するため、「日本語学習支援基金」の創設に取り組みます。
- 外国人県民の子どもが、公立学校への適応力を早期につけるための取組を推進し、その成果の普及に努めます。



◇ 関連事業のプラン策定後 3 か年の実施状況 ◇

【公立学校における学習機会の保障】

32. 日本語教育適応学級担当教員の加配  
 ・日本語教育の必要な外国人に指導を行う担当教員の配置  
 【2010 配置数 小学校 205 人、中学校 89 人】
33. 語学相談員の配置  
 ・教育事務所に語学相談員を配置【2010 配置数 ポルトガル語 5 人、スペイン語 2 人】
34. 外国人児童生徒に携わる教員の研修
35. 青年海外協力隊経験者・外国語が堪能な者を対象とした特別選考の実施
36. 外国人児童生徒教育に関わる課題や施策についての情報交換  
 ・外国人児童生徒が 20 人以上在籍している市町村教育委員会の教育関係者が出席して情報交換を実施
37. 外国人生徒に係る入学選抜の実施  
 ・外国人生徒及び中国帰国生徒等に係る入学者選抜の実施  
 【2009 志願者 25 人、合格者 16 名】
38. 県立高等学校における外国人生徒への教育支援(外国人生徒教育支援員の配置)  
 ・県立高等学校に外国人生徒教育支援員を配置し、取り出し授業や学習支援、進路相談等の学校生活の支援を実施【☆2010 外国人サポーター配置数 17 人】
40. 外国人の子どもに対する就学に向けた取組の推進  
 ・外国人の子どもの就学を促進するため、市町村において就学案内を実施。市町村教育委員会が学校へ適応指導等を支援

【外国人学校への支援】

41. 私学助成金の交付  
 ・認可されている外国人学校の経常経費に対する補助
42. 各種学校認可申請に関する情報提供  
 ・外国人学校の状況把握と学校法人化に向けての助言

【課外における日本語学習支援】

43. 「日本語学習支援基金」の創設・活用  
 ・地域をあげて外国人の子どもの日本語学習を支援する「日本語学習支援基金」を全国で初めて創設【2010 支援教室数 56 教室、日本語ボランティアの養成数 178 人】
44. 日本語や日本の文化の初期指導  
 ・プレスクールのモデル実施【2009 1 地域】  
 ・プレスクールマニュアルの作成とその普及  
 ・アフタースクール事業【2008 5 団体に委託して実施】  
 (注)☆は、プラン策定後に始めた事業

【目標項目・数値】

目標数値	目 標 (目標年(度))	現 状 プラン策定時	目標達成度
就学していない外国人の 子どもの数	—	解消(2015年)	—

### 【公立学校における学習機会の保障】

- 愛知県は日本語教育が必要な児童生徒が全国一多いことから、日本語教育適応学級担当教員、語学相談員、外国人生徒教育支援員の配置などきめ細かい対応を進めてきた。これらについては、厳しい財政状況の中ではあるが必要性が高いため、今後も継続に向けて努力していく必要がある。
- 小中学校の初任者及び5年経験者の基礎研修において外国人児童生徒に関する講義を実施しており、資質の向上に寄与しているが、内容等を更に充実する必要がある。また、外国人児童生徒の担当となったすべての教員を対象とした研修を実施する必要がある。さらに、外国人の児童生徒の教育に当たっては、JICAボランティア経験者を積極的に活用していくことも必要である。
- 県は、高等学校の入学資格を得やすくするために、中学校卒業程度認定試験の改善等を繰り返し国に要望してきており、国においても検討が始まってきている。  
一方で、能力のある外国人の子どもたちのために高等学校における教育を受ける機会を増やすことが大切である。外国人特別枠のある県立高校(4校)は、近県に比べ数が少なく、すべて普通科であるので、工業高校や商業高校のように専門分野での特別枠も含め拡充を検討する必要がある。  
また、進学や就職に関する情報を外国人の保護者に提供する方策も充実が求められる。
- 外国人県民が身近にいる、いないといった地域性により、学校間で多文化共生意識に差が生じているので、管理職を含めた教員に対する研修の実施や、教育委員会のアクションプランや国際理解教育に多文化共生の視点をしっかり盛り込む必要がある。  
また、子どもや保護者に、もっと多文化共生意識を高めてもらう必要があり、親子向けパンフレットの作成やPTAで研修会を開催するなどの取組が必要である。
- 外国人の子どもの不就学については、実態の全容を継続的に把握する必要があり、国に対して実態を把握できるシステムの確立を繰り返し要望してきているが、引き続き、解消に向けて働きかける必要がある。  
また、国において虹の架け橋教室など不就学解消に向けた取組が実施されているが、県としても取り組める施策を検討するとともに、引き続き国に要望していく必要がある。
- 外国人の子どもに対する教育については、市町村と連携して積極的な就学案内を実施してきているところであるが、今後も、すべての子どもが教育を受ける仕組みづくりを検討する必要がある。

### 【外国人学校への支援】

- 外国人学校の内、一定の水準を満たす学校については、各種学校の認可申請に関する情報提供や助言など、学校法人化に向けた取組を促す必要がある。

### 【課外における日本語学習支援】

- 日本語学習支援基金は、地域の日本語教室の開設や継続実施の支援を行っており、子どもたちの学習機会の拡大に大きく貢献している。  
緊急的な取り組みである基金による支援が終了した後は、学校の空き教室の活用、ボランティア養成講座の参加者の活用などの対策について検討する必要がある。
- プレスクール実施マニュアルの作成・普及は、愛知県が全国初で取り組んだ事業であり、子どもたちの日本語学習支援として大きな前進である。  
今後は、各地でプレススクールが開設されるよう、県からの働きかけが必要である。

**【労働環境の整備】**

- 多文化共生社会の形成の推進には、外国人労働者の適正な雇用とその管理が行われることが必要です。このため、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及を推進します。また、不法就労防止対策の推進と不法就労を助長する雇用側の取締りを強化します。
- 地域社会の活性化に貢献できる貴重な人材である外国人県民がその能力を発揮し、安定した職業生活が営まれるよう、外国人県民(就労制限のない者)を対象とした職業訓練の実施に向けた取組を推進するとともに、日本における労働関係制度の理解を促進します。また、県内の労働関係窓口の紹介、適正な職業紹介の機会や労働条件などについて適切な相談を受ける機会などの案内により、適正・安定した就業を促進します。
- 適正就業に関する指導・監督は国の権限であり、外国人労働者の適正雇用を進めるには、国の指導強化が不可欠です。そのため、機会をとらえて、国に対して積極的に要望を行います。

**【居住環境の整備】**

- 県営住宅を始めとする公的賃貸住宅では、入居時に生活情報の提供や相談窓口を設置するとともに、自治会などの協力を得ながら外国人居住者のルールを理解を促進します。特に集住地域では、基本的な日本語講座や日本文化理解のための交流事業などを NPO などと連携しながら実施するなど、地域コミュニティにおける様々な文化が交流する機会となるような取組を進め、多文化共生型の居住を推進します。
- NPO、社会福祉法人などの居住支援団体や仲介事業者、市町村と連携して、外国人などの入居を受け入れる民間賃貸住宅の情報提供や入居に関する支援を推進します。

◇ 関連事業のプラン策定後 3 か年の実施状況 ◇

**【労働環境の整備】**

- 5. 外国人労働者の適正雇用を進める憲章の普及 【普及セミナー一年2回開催】
- 45. 外国人県民を対象とした職業訓練の取組の推進
  - ・定住外国人離転職者向け職業訓練の実施
- 46. 外国人労働者向けパンフレットの作成・配布 【12,100 部作成、関係機関へ配布】
- 47. 不法就労者防止対策の推進と不法就労を助長する雇用側の取締りの強化
  - ・不法就労者防止対策の推進のため各警察署において不法就労防止キャンペーンを実施するとともに企業への啓発活動を実施。不法就労を助長する悪質なケースについて、取締りを実施

**【居住環境の整備】**

- 48. 県営住宅入居者のしおりなどの作成 【5 言語で入居者のしおりを作成】
- 49. ポルトガル語による入居説明会の実施
- 50. 共同生活のルールなどを説明したDVD、絵本の活用
- 51. 民間賃貸住宅への円滑な入居支援(あんしん賃貸支援事業)

【労働環境の整備】

- 外国人労働者の適正雇用等を進める憲章の普及セミナーでは、経済団体が共催者として参加しており、行政と経済界が一体となって普及に努めている。

また、憲章の普及については、今後、広域化を図る必要があり、外国人住民が多い自治体に憲章への参加を呼びかけ、策定者である東海三県一市が連携した普及に取り組むべきである。

- 県では、定住外国人県民向けの職業訓練として2008年から毎年、就業につながる実践的な訓練を実施してきている。国では日系人を対象とした就労準備研修が各地で行われているが、このような職業訓練等は、定住を希望する外国人県民にとって、安定した職業を得るきっかけとなっており、有意義である。

特に就労準備研修は、雇用情勢の厳しさが続く中、県内での開催地が多く、就業に向けて有効な研修であるので、実施を継続するよう国に働きかけるべきである。

- 外国人労働者の適正雇用については、愛知県を始めとする外国人住民が多い7県1市で構成する「多文化共生推進協議会」を通じて、繰り返し国に対し要望を行ってきたが、2010年8月に国から出された「日系定住外国人施策に関する基本指針」の中では、「就労の適正化を図ることが必要」とされており、要望の内容が盛り込まれている。

国は、この基本指針を基に、具体的な「行動計画」を策定することとしているので、これに基づき、国の取組が行われるよう、引き続き、働きかけていく必要がある。

【居住環境の整備】

- 外国人県民が県営住宅に入居を希望する際のサポートは、ポルトガル語による入居説明会の実施など、対応が進んできている。

一方、外国人が多数居住する県営住宅においては、自治会が自主的に共生にむけた活動するところも現れてきており、県はこのような活動が他でも広がるよう、サポートをしていくべきである。

- 県は、経済危機後、県営住宅・県公社の一時入居を受付けるとともに、入居を拒否しない賃貸住宅等を登録するあんしん賃貸支援事業など、様々な居住支援を行ってきた。しかし、2009年度の「県民意識調査」によれば、外国人県民の46%が、賃貸を断られたなど住居に関する困りごとがあると回答しているので、引き続き、事業者の理解を促すなど、居住支援を行っていく必要がある。

<参考> 2009年度「県民意識調査」結果より

Q 住まい探しなど、住居で、最も困ったことは何ですか。(外国人県民を対象とした質問)

A ・外国人を理由に断られた	13.1%	} 45.7%
・賃貸契約にあたって、礼金・敷金などが必要で、家賃も高かった。	12.4%	
・保証人がいなかった	7.8%	
・手続きが、日本語でよくわからない。	4.7%	
・UR住宅や、県営住宅、市営住宅に入れない。	4.6%	
・住宅購入資金の融資を受けられない。	1.0%	
・その他	2.1%	
・特にない	42.4%	
・無回答	11.9%	

## 施策の基本方向 v

### 医療・保健・福祉の充実、防災対策などの充実、安全・安心な生活環境の向上、留学生支援の推進

#### 【医療・保健・福祉の充実】

- 医療、年金、保健、福祉など社会保障に関する情報提供を充実するとともに、外国人県民に適切な救急医療が提供されるように努めます。
- 外国語による診療が可能な医療機関の情報について、外国人県民や支援団体などへの一層の周知を図りながら、引き続き内容の充実に努め、提供を行います。
- 外国人県民の公的年金の加入徹底を図るため、間接雇用主に加入確認義務を課すなどの必要な措置を講じるよう、国に対して要望を行います。

#### 【防災対策などの充実】

- 平時から外国人県民に対して、防災教育・訓練や防災情報の提供を行うとともに、防災訓練などへの参加を促進します。
- 災害時など緊急時に外国人被災者へ効果的な対応ができるよう、愛知県地域防災計画に基づく支援対策を着実に実施します。
- (財)愛知県国際交流協会は各種ボランティア団体などと連携し、外国人支援ボランティアまたは語学ボランティアを避難所などに派遣するとともに、ボランティアのネットワークを構築し、支援体制の整備を推進します。また、災害情報や支援情報などの外国語による情報提供に努めます。

#### 【安心・安全な生活環境の向上】

- 外国人県民が文化や生活習慣などのちがいを乗り越え、日本社会の中でともに安全で安心して暮らせるためのルールを教え、犯罪の当事者（加害者や被害者）にならないための啓発活動を、雇用企業などと連携しながら推進します。
- 外国人県民が交通事故の当事者（被害者や加害者）にならないよう、自治体と警察が連携し、多言語での交通安全情報の提供や交通安全教育の実施など、その取組を推進します。
- 悪質商法などの被害にあわないよう、消費生活全般に関する暮らしの情報を多言語で提供します。

#### 【留学生支援の推進】

- 日本企業への就職に関心をもつ留学生が、日本企業へ円滑・適正に就職できるよう支援します。
- また、多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなりうる留学生がこの地域に定着し、活躍できる環境整備を推進します。

## ◇ 関連事業のプラン策定後3か年の実施状況 ◇

#### 【医療・保健・福祉の充実】

##### 52. 医療保険に関する情報提供

- ・多言語による国民健康保険制度啓発チラシの配布【5か国語】

##### 53. 多言語対応可能な医療機関についての情報提供

- ・外国語で対応できる病院・診察所の案内や多言語音声案内の実施【5か国語】

##### 54. 外国人救急患者医療費未収金に対する補助

- ・救命救急センターの外国人救急患者医療費未収金に対する補助

### 【防災対策などの充実】

55. 外国人県民に対する防災知識の普及・啓発

15. 防災訓練などへの参加

56. 災害情報の多言語化の推進

57. 災害時専門ボランティアの活動支援

58. 外国人緊急相談窓口の開設

59. 「多言語情報翻訳システム」などの活用

- ・ウェブページで災害時の情報や日常生活に関する情報を翻訳するための多言語情報翻訳システムの運用【5か国語】

### 【安全・安心な生活環境の向上】

60. 地域安全対策の推進

- ・防犯パトロールなどの地域安全活動
- ・非行防止教室の開催【2010 8校 572人参加】
- ・犯罪防止に関する広報啓発資材の作成
- ・犯罪被害者などに対する情報提供
- ・交通・駐車場広報紙などによる情報提供【2010 発行部数 3,592部】
- ・警察署協議会委員への選出【2010.1.1日現在 延べ15署 18人】
- ・外国語情報誌等への各種安全情報の掲載

61. 交通安全対策の推進

- ・ウェブページでの交通安全情報の提供
- ・交通安全リーフレット等の配布等【5か国語】
- ・交通安全テキストを活用した広報・啓発
- ・講習会などにおける交通安全教育活動

62. 犯罪の取締り

- ・外国人県民に関わる各種犯罪の取締り

### 【留学生支援の推進】

63. 留学生の地域定着への支援

- ・留学生の県内企業への就職を促進するフェアの開催【2009 参加者 309人、参加企業 14社】
- ・留学生向け・企業向けの留学生就職セミナーの開催【2009 参加者 154人】
- ・留学生インターンシップの実施【2009 参加者 70人、参加企業 20社】

### 【目標項目・数値】

目標数値	目 標 (目標年(度))	現 状 _____ 状 プラン策定時	目標達成度
県内企業に就職する 留学生の国内比率	10% (2015年)	<u>5.4%(2009年)</u> 6.9%(2007年)	—

### 【医療・保健・福祉の充実】

- 国民健康保険制度の啓発では DVD を活用しており、市町村窓口などで外国人への普及に努めている。  
一方、言葉の問題で病院にかかることを不安に感じている外国人県民が多いので、専門的な一定の医療知識を持った通訳の養成を進めるなど、県が広域で医療通訳システムを検討すべきである。
- 県の救急医療情報システムでは、外国語で対応可能な病院・診療所を案内しており、日本語がわからない外国人県民にとって有益な情報となっている。
- 外国人県民の公的年金加入が促進するように、これまで諸外国との社会保障協定の締結や間接雇用主への指導について、国への働きかけを行ってきたが、ブラジルとの協定が締結されるなど取組が進み、また、許可制である派遣・請負事業者に対し、加入義務を果たさない場合は、更新を許可しないなど強力な指導が行われるようになり、成果が表れている。今後は、公的年金加入の必要性を外国人県民に周知するとともに、社会保障などに関する相談・情報提供について、引き続き取り組んでいく必要がある。

### 【防災対策などの充実】

- 愛知県地域防災計画において、日本語がわからない外国人を「災害時要援護者」として位置づけ、災害時の語学支援体制を整えている。また、多言語防災情報リーフレットの作成、配布に取り組むとともに、外国人集住コミュニティや外国人が多い企業に対し、外国人県民の防災訓練への参加を働きかけており、外国人も防災情報を得やすい取組が進んでいる。今後、外国人集住地域の防災訓練等の取組を普及するとともに、訓練では、外国人県民も一定の役割を担うなど、参加意識を高める工夫が必要である。
- 愛知県フレンドシップ継承交付金の活用などにより、市町村で、避難場所・経路の多言語表示や多言語のハザードマップ作成など、外国人県民への対応が進んできている。

### 【安心・安全な生活環境の向上】

- 県警は、多文化共生に一層積極的に取り組むため、2009年度に「国際警察センター」を設置し、多文化共生を推進する組織体制を整えている。交通ルール等のパンフレットの多言語化を進めるとともに、外国人集住地域等において、県、市、自治会等と連携して、外国人も安心して暮らせるよう「外国人集住地域等における安全確保のための警察活動」を推進し、地域の安全意識の高揚など、明るい街づくりに効果をあげている。今後も、外国人集住地域等で、外国人コミュニティとの交流を図り、交通ルール等の理解促進や防犯意識の向上を図っていく必要がある。

### 【留学生支援の推進】

- 県内には留学生にとって魅力的な企業が多数あり、企業側も高度人材を求めているため、その仲介をする就職フェア、インターンシップ、セミナーなどの施策は有効である。この地域での就職・定着に結びつく支援を行うため、大学や企業、行政などが連携を図り、こうした留学生が、多文化共生の地域づくりのキーパーソンとして活躍できる環境整備を進めていく必要がある。

## 【 目標別評価 … 行動目標Ⅲ 外国人県民も暮らしやすい地域づくり 】

外国人県民が地域社会で自立して安心して共生していくためには、日本語でのコミュニケーション能力が前提であり、日本語の習得は不可欠です。また、日本の社会や文化などについて理解を深めることも必要です。外国人県民の学習意欲を高め、日本語などの学習機会の拡充を進めます。

日本で生活していくうえで必要な情報や履行すべき義務などの情報は、すべての外国人県民に行き渡ることが必要です。多様なメディアを活用した多言語による情報提供をより一層充実させるとともに、外国人県民に対する相談体制の更なる整備を推進します。

外国人県民も「生活者・地域住民」として、教育、労働、居住、医療、防災、治安といった広範な分野にわたる多様な課題に対して、総合的な支援を行います。

日本人県民と外国人県民がともに、安心して生き生きと暮らせる地域づくりを推進します。

### ◇ 中間評価と今後の基本的方向 ◇

リーマンショック後、国の帰国支援事業もあり、かなりの外国人県民が本県から転出したが、本県内で引き続き生活しようと決めた外国人県民も多数いる。本プラン策定時より定住意識は高まり、企業は外国人労働者に対し日本語能力を求める傾向が強くなってきている。

こうした中、県では国の緊急雇用創出事業基金を活用した多文化共生促進教室の開設や外国人労働者のための憲章の普及、日本語学習支援基金による外国人児童生徒に対する日本語学習支援を進めてきた。さらに、就学直前の子どもたちを対象としたプレスクールなど、全国的に見ても先駆的な取組を行い、成果を収めてきた。また、多文化ソーシャルワーカーの養成・活用は、全国初の取組として他県のモデルになっている。

今後は、以下の点に留意し、取組を進める必要がある。

- 1 県が先駆的に取り組んだプレスクールや多文化ソーシャルワーカーについて、市町村における取組が進むよう、促していく必要がある。
- 2 日本語学習支援基金や緊急雇用創出事業基金を活用した事業については、これらの基金終了後、地域で継続して実施する方策を検討する必要がある。
- 3 不就学の子どもの解消のため、すべての子供たちが教育を受ける仕組みづくりを県・市町村などが連携して取り組むよう検討する必要がある。
- 4 医療分野については、外国人県民が日常生活で最も困っている課題であるが、地域により対応の差があるので、県内全域で外国人県民が安心して医療を受けられる環境をつくる必要がある。
- 5 定住化する外国人県民が暮らししていく上で、最も基礎となるのは安心・安全な生活であるため、防災訓練での役割分担など、防災意識を高める工夫が必要である。また、引き続き、防災・防犯、交通安全等に関する多言語での情報提供を進める必要がある。

なお、法や制度に関わる問題などについては、県のみでは実現が難しい課題も多いため、国に対して引き続き要望を行っていく必要がある。